

議会運営委員会会議録

平成22年4月30日(金)

(開会) 9:58

(閉会) 10:08

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成22年第2回臨時会の提出議案について執行部に説明を求めます。

総務課長

議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。議案第53号、第54号及び第55号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第53号の飯塚市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、個人市民税において、公的年金からの特別徴収とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収できることとするものが、主な内容でございます。

議案第54号の飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の改正に伴うもので、医療給付分の賦課限度額を47万円から50万円に引き上げること、後期高齢者支援金分の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げること、倒産、解雇、雇い止め等による離職者の税額の計算において、総所得金額中の給与所得金額を100分の30に相当する金額とすること、被用者保険の被保険者であった扶養者が後期高齢者医療の対象になり、被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合の減免の期間を2年間から当分の間とすることが、主な内容でございます。

議案第55号の訴えの提起(学校給食費請求事件)につきましては、学校給食費を納入しない長期滞納世帯に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から分割納入を求める督促異議申立が行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したため、学校給食費請求事件として専決処分を行ったものでございます。

総務部長

人事議案につきましては、ご説明いたします。議案第56号から第59号までにつきましては、任期満了に伴います副市長1名、教育委員会委員2名及び監査委員1名の選任について議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に、報告第6号でございますが、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案第53号は総務委員会に、議案第54号は厚生委員会に、議案第55号は市民文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

ります。

以上、ご審議方、よろしくお願いいいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成22年第2回飯塚市議会臨時会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、5月10日から5月12日までの3日間を考えております。次に、会議予定でございますが、10日初日は開会後に江口議員の議員辞任の報告、補欠選挙で当選された議員の紹介を行い、その後議事に入ります。次に、常任委員会委員の選出後に休憩をとっていただき、経済建設委員会の副委員長互選を行っていただきます。そして本会議再開前に執行部から、4月1日付の人事異動に係る部次長以上の役付職員紹介を受けていただきます。また、本会議終了後は市民文教委員会を開催していただきます。その他の会議予定は記載のとおりです。

以上、ご審議方よろしくお願いいいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。次に、「議席の指定(補欠選挙当選議員)」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

去る4月18日に執行されました市議会議員補欠選挙で当選されました議員について、議席を指定するものがございます。現在空席になっております10番に小幡議員を、16番に浜本議員を指定していただいております。

ご審議方よろしくお願いいいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議席の指定(補欠選挙当選議員)」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、「飯塚地区消防組合議会議員の選挙について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

江口議員の議員辞職に伴い欠員となっておりました消防組合議会議員について、代表者会議で調整がなされ小幡議員を選出することが決定されております。選挙の方法は議長による指名

推選を考えておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「飯塚地区消防組合議会議員の選挙について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員は議長及び市長の充て職とすることが慣例となっておりますことから、慣例どおり市長に決定していただいております。なお、選挙の方法は議長による指名推選を考えておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、「常任委員会委員の選任について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

先に行われました代表者会議において、総務委員会委員に濱本議員を、経済建設委員会委員に小幡議員を選任することが決定しておりますので、議長の指名により選出していただいております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「常任委員会委員の選任について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次にその他でございますが、次回の議会運営委員会は、5月12日水曜日の臨時会最終日、開会前の9時30分に開会を予定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。